

# 『日本書紀』に表れた畏怖・恐怖と倫理観

古屋明子

## 一 はじめに

日本の古代人は、何を恐れ、それら恐怖の対象に対してどのような思いを抱いていたのであろうか。また、それらの思いは、彼らの倫理観とどのように関係してくるのだろうか。

『日本書紀』に表れた畏怖・恐怖と倫理観であるが、『古事記』に比べて『日本書紀』には中国思想の影響が随所に見られる<sup>①</sup>。それらの中国思想は『日本書紀』に表れた畏怖・恐怖と倫理観にどのような影響を与えているのだろうか。また、『古事記』に表れた畏怖や倫理観<sup>②</sup>（以下『古事記』関連の文章は同じ拙稿より）とどのように違うのであろうか。これらを漢字の意味と「罪」の用例、倫理的な話の内容を取り上げ、中国の古字書や史書、さらに『古事記』とも比較しながら考察を進めていく。

まず、『古事記』において畏怖を表す漢字は「恐・恐之・畏・懼・惶、歌謡で加志古志」であったのに比べて、『日本書紀』のそれらは多種多様になっている。新編日本古典文学全集の訓詁法に従うと、『古事記』と同様『日本書紀』にも形容詞「オソロシ」の用例はなく、形容詞「カシコシ（威・畏・可畏・懼之・貴・賢、歌謡で伽之古俱・箇辞古耆」と動詞「カシコム（恐・畏・恐畏・懼）」「カシコムル（懼・惶・懼）」「オツ（怖・懼・惶・慄・怯・蹶・兢・悚・慄然）」が見られる。そこで多出する漢字に目を向けて、形容詞では「威・可畏・伽之古俱／箇辞古耆」について、動詞では「懼・畏・恐・怖・惶」について各用例の畏怖・恐怖の対象とその内容を分析し、字書や漢籍における各語義と比較していきたい。また、『古事記』では名詞「罪」の用例は一例のみであったが、『日本書紀』の「罪」の用例は一一九例もあ

るので、「罪」についても各用例の畏怖・恐怖の対象とその内容を分析していく。そして、禁忌の話として垂仁天皇「狭穗彦王と狭穗姫」と允恭天皇「輕皇子と輕大娘皇女」、忠義や信義の話として履中天皇「瑞齒別皇子と刺領巾」、復讐を思い止まる顕宗天皇の話を取り上げ、『古事記』のそれらと比較しながら相違する理由を探っていき、『日本書紀』に表れた倫理観を明らかにしたいと考える。

## 二 畏怖・恐怖を表す漢字について

(1) 形容詞「威・可畏・加之古俱／箇辞古書」に表れた天皇や神の化身への畏怖・恐怖

私的調査(ジャパンナレッジに基づく、以下同じ)によると、形容詞の用例十例中、「威」が三例、「可畏」が二例、「加之古俱／箇辞古書」が二例ある。

1 爰弟媛以為、夫婦之道古今逢則也。然於吾而不便、則請天皇曰、妾性不欲交接之道。今不勝皇命之威、暫納帷幕之中。(卷第七 景行天皇 三四四頁)

2 抜刀曰、(中略)惟汝威神、愛子一也。今夜兒亡。追蹤覓至。(卷第十九 欽明天皇 四〇四頁)

3 則謂夫曰、汝祖等渡蒼海、跨万里、平水表政、以威武伝於後葉。(卷第二十三 舒明天皇 四六頁)

1は美濃の弟媛が景行天皇の求婚を断る言葉で、「威」は

天皇の命令(結婚)への畏怖を表す。2は遣百濟使の膳臣巴提便が我が子を食べた虎に復讐を宣言する言葉で、「威」は神である虎の靈力への畏怖を表す。3は蝦夷の反乱平定に向かった上毛野君形名が敗れて逃げようとした時、妻が励ます言葉で、「威」は祖先の武功への畏敬を表す。

4 一書曰、(中略)素戔嗚尊勅蛇曰、汝是可畏之神。敢不饗乎、乃以八甕酒每口沃入。(卷第一 神代上 九六頁)

5 一書曰、(中略)脚摩乳・手摩乳対曰、請先殺彼蛇。然後幸者宜也。彼大蛇每頭各有石松、兩脇有山、甚可畏矣。将何以殺之。(卷第一 神代上 九六頁)

4、5ともに異本の中の「可畏」という熟語であるが、4は神であるヤマタノオロチへの畏怖を表すスサノオの言葉、5はヤマタノオロチの外見への恐怖を表すアシナツチ・テナツチの言葉である。

6 於是播磨国造祖速、独進之歌曰、

(45) 瀾箇始報 破利摩波椰摩智 以播区娜輸 加之古俱 加之古俱等望 阿例娜始儼破務(卷第十一 仁德天皇 四二頁)

7 皇后答歌曰、  
(47) 虚吕望虚會 赴多弊茂予耆 璫用迺虚烏 那羅陪務耆瀾破 箇辞古書 吕箇茂(卷第十一 仁德天皇 四四頁)

6は皇后の嫉妬により丹波国桑田郡の玖賀媛と結婚できない

い仁徳天皇の歌に答えた播磨国の速待はやまちの歌で、「カシコク」は天皇の愛人である玖賀媛への畏怖である。7は応神天皇の子八田皇女やのひめのみとの結婚を切望する仁徳天皇の歌に答えた皇后の歌で、「カシコキ」は夜床を二つ並べようとする天皇の性情への恐怖を表している。

以上から形容詞についてまとめると、まず形式では十例全てが言葉または歌謡の中で用いられ、聞き手または話題の対象への畏怖・恐怖を表す。これは『古事記』の「カシコシ」が発言の冒頭で服従を示すのと同様、「威・可畏」はより主観的な感情の発露を表す漢字群として用いられていると思われる。また「威」は畏怖を、「可畏」は畏怖の他に恐怖も表している。次に畏怖・恐怖の内容を見ると、「威」では天皇の権威、神の化身の靈力、祖先の武功と様々であるのに対して、「可畏」では神の化身の靈力や外見である。また、相手（聞き手）に対して直接訴えかける歌謡の中では天皇の権威や性情についてより高まる感情を「カシコク」「カシコキ」と読んでいる。つまり、『日本書紀』の形容詞には畏怖だけでなく、外見や性情というより人間的なものに対する恐怖を表すようになっていた。史書に目を向けると、「可畏」は「太皇太后が幼い皇帝に代わって政治を行うことは」恐れ多い（『漢書』卷九十九上「王莽伝上」）という意味で使われており、皇帝の権威への畏怖を表している。また、天候まで味方につけた恭將軍率いる漢軍の勢いに匈奴が「漢の兵は

神である（おそるべし）（『後漢書』列伝一「耿弇列伝第九」）という意味で使っていて、漢軍の強さへの畏敬を表している。「可畏」がより人間的なものへの恐れを表すのは、こうした漢籍の影響があるからではないか。

ところで字書を見ると、「威畏也可畏懼也」（『釋名』卷第四「積言語第十二」）とあるので、「威」はおそれかしこまるという意味で「可畏」はこわがっておびえるという意味である。「畏・懼」は「宋本廣韻」去聲・尉とあるので「畏」はおそればかりかしこまるという意味である。また「畏忌也怖也心服也」（『增修互註禮部韻略』「略して『增韻』卷四 八末）ともあり、「畏」は心から尊敬して従う意だが「忌」「怖」の意味もある。「懼」は「懼 恐也」（『說文解字』卷十一心部六七三七）「懼 怖懼」（『宋本廣韻』去聲・六）「恐 懼也」（『宋本廣韻』上聲・腫）、「怖」は「怖 惶懼也」（『宋本廣韻』去聲・暮）、「惶」は「惶 懼也、恐也、遽也」（『宋本廣韻』下平聲・唐黄）とあり、「遽」は「遽 傳也。一日窘也。」（『說文解字』卷三疋部二〇五）「遽 急也。疾也。亦戰慄也。窘也。卒也。」（『宋本廣韻』去聲・遽）とある。つまり「懼」「恐」「怖」「惶」はこわがっておびえるという意味である。また「戰慄震驚懸竦恐懼也。詩曰不懸不竦懼即懼」（『爾雅』卷上「釋詁第一」）とあり、「戰慄震驚懸竦恐懼」の八字は「懼」と同じような意味で、「懼」と

は『詩経』では「かしこまらずくまず、懼<sub>レ</sub>懼<sub>レ</sub>びくびくする」という意味であるという。以上の漢字には全て「おそれる」という意味があるが、「おそれかしこまる」という意味の「威」「畏」、「こわがっておびえる」という意味の「可畏」「懼」「恐」「怖」「惶」に分けられる。十一世紀になると(『宋本廣韻』『増韻』『畏』には「忌」「懼」の意味も付随するようである。会話や歌謡中の言葉として主観的な感情を表す形容詞と、地の文で客観的な描写を行う動詞というのは品詞の違いとして当然ではあるが、漢字の表す意味の違いでは『日本書紀』の形容詞群の中では「威」と「可畏」、動詞群の中では「畏」と「懼・恐・怖・惶」に分かれるようである。

また、『古事記』では主に、形容詞「カシコシ(恐・恐之・畏・歌謡では加志古志)」にアマテラスや天皇への畏怖が表され、動詞「カシコム・カシコマル(畏)」「オソル(惶)」「オツ(懼)」に性情への恐怖も表されていた。『日本書紀』において、『古事記』の形容詞に使われていた「恐」「畏」が動詞に使われている点とそれらの形容詞が人間性への恐怖も表す点が大きく違っている。そこで、『日本書紀』の畏怖を表す動詞を詳しく見ていきたい。

(2) 動詞「懼・怖・惶」に表れた天への畏怖と性情への恐怖  
私的な調査によると、動詞の用例五一例(「たぶん」の意

の「恐」三例を除く)中複合動詞や歌謡を除くと、「懼」が一〇例、「畏」が七例、「恐」が三例、「怖」が三例、「惶」が二例ある。まず五一例の形式を見ると、地の文が二八例、会話中の言葉が二二例(上表文二例、憲法の条文一例を含む)、歌謡が一例である。この中では特に地の文で使用されることの多い漢字が「懼・怖・惶」である。『古事記』の漢字用例を見てみても、会話や歌謡中の言葉で使用されることの多い漢字が「畏・恐」であり、地の文で使用されることの多い漢字が「懼・怖・惶」であると言える。次に畏怖の内容を見ると、五一例中 a 天皇(皇后・朝廷)の権威への畏怖が三二例、b 神やその化身の靈力への畏怖が七例、c 天への畏怖が三例、d 天皇や新羅人、皇太子の性情への恐怖や畏怖が六例、e 武功や蝦夷、過失への畏怖や恐怖が三例であり、大きく五種類に分けられる。内容により漢字の書き分けはあるのだろうか。そこでそれぞれの漢字の表す内容を見ると、「懼」では a 五例 c 一例 d 二例 e 二例、「畏」で a 四例 b 三例、「恐」では a 一例 b 一例 e 一例、「怖」では a 二例 c 一例、「惶」では b 一例 d 一例である。内容を見ると、天皇や神への畏怖(a・b)を表す漢字が「畏」であり、その他(c・d・e)も表す漢字が「懼・恐・怖・惶」であると言える。ここでも動詞の「恐」が多様な意味をもつようになっていくことが分かる。

以上から『日本書紀』において特徴的なのは、c 天への畏

怖とd天皇や新羅人、皇太子の性情への恐怖や畏怖であるので、まず天への畏怖について述べる。

8 対曰、臣等失道至沙比新羅。則新羅人捕臣等禁囹圄。經三月而欲殺。時久氏等向天而呪詛之。新羅人<sup>□</sup>怖其呪詛而不殺。(卷第九 神功皇后 四五四頁)

9 余昌謀伐新羅。耆老諫曰、天未与。懼禍及。余昌曰、老矣、何<sup>□</sup>怯也。我事大国、有何<sup>□</sup>懼也。(卷第十九 欽明天皇 四三二頁)

8は神功皇太后と皇太子<sup>まむらひのそと</sup>誉田別尊(後の応神天皇)が百濟の貢ぎ物が粗末である理由を尋ねた際、百濟王の使者久<sup>く</sup>氏らが答えた言葉で、「怖」は久氏らの天への呪詛に対する新羅人の畏怖を表す。9は新羅征討を止める重臣らの言葉に、「怯」「懼」は重臣らの天の意思への畏怖を表す。8の「向天而呪詛之」9の「天未与」の「天」とは、中国では敬天思想の上帝(民族的絶対神)の代称として天下に照臨する主宰神・万物の造化神であり、殷代には上帝を中心とする鬼神信仰が盛んになり、周代以後は政治的天命思想に発展し、人間的自覚の進むにつれて「天」と「人」相互の関係も問題視されるようになった<sup>⑧</sup>。そこで『日本書紀』の「天」の語義を考える上で中国の天観と日本の天観の違いであるが、溝口雄三氏によると「一言に天といっても、中国、朝鮮、日本がそれぞれ上古からもつ土着の習俗の違いがそれぞれの天観念に反映して

いる<sup>⑨</sup>」上に、中古の『源氏物語』の「天」という語には仏教や儒教の影響が見られるのでそう簡単に述べることはできない。少なくとも「天」への呪詛に対する畏怖や「天」の意思への畏怖という表現から、『日本書紀』の中で「天」が倫理上の絶対的な基準として認識されていることは考えられる。9の後は、父聖明王の慈愛と子の「孝」について語られる。10 遂入新羅国、築久陀牟羅塞。其父明王憂慮、余昌長苦行陳、久廢眠食。父慈多闕、子孝希成。乃自往迎慰勞。(卷第十九 欽明天皇 四三二頁)

10で余昌は重臣らの制止を振り切り日本を頼りに出陣する。父聖明王は子を不憫に思い陣中見舞いに行くが、その機に乗じた新羅軍に殺されてしまう。父の慈愛と子の「孝」であるが、慈愛は儒教最高の徳である「仁」につながり、「孝」(子の親に対する敬愛の感情に基づく行為)は宗教化され国家から家族に至るまで最優先の教えとして中国人に血肉化されている。これら儒教の「仁」「孝」の教えに基づいた聖明王の行動が描かれることにより、父百濟王の死去や新羅方の「日本天皇」への思惑、余昌の即位等と話が大きく動く原因になるとともに、明君聖明王の慈悲深い性情が強調される。つまり、ここでも『日本書紀』の中で「仁」「孝」の実践をよしとする倫理的規範が描かれていると言える。次に性情への恐怖・畏怖について述べていきたい。

11 則奪我貢物、因以為己国之貢物、以新羅賤物相易、為臣

国之貢物。謂臣等曰、若誤此辞者、及于還日、当殺汝等。故久氏等恐怖而從耳。是以僅得達于天朝。(卷第九 神功皇后 四五四頁)

12 臣深懼之、佐魯麻都雖是韓腹、位居大連。廁日本執事之間、入榮班貴盛之例。而今反著新羅奈麻礼冠。即身心帰附、於他易照。(卷第十九 欽明天皇 三九四頁)

13 問群臣曰、獵場之樂使膳夫割鮮、何与自割。群臣忽莫能對。於是天皇大怒、拔刀斬御者大津馬飼。是日、車駕至吉野宮。国内居民、咸皆振怖。由是皇太后与皇后聞之大懼、使倭采女日媛拳酒迎進。(卷第十四 雄略天皇 一五四頁)

11は8の続きで百済の貢物を奪い交換し真相を話せば殺すという新羅人の残虐性を訴える百済王の使者久氏らの言葉である。「恐怖」は新羅人の残虐性に対する百済人の恐怖を表す。12は百済方の上表文で、日本政府の官人でありながら新羅方の佐魯麻都は任那復権の障害となるので彼の本国送還を奏上する記事である。「懼」は新羅人の二面性に対する百済人の恐怖を表す。このように百済人の口から語られる新羅人の残虐性や二面性であるが、『日本書紀』においては百済・加羅諸国と日本との共通の敵として新羅が描かれているためだと思われる。『日本書紀』中で「任那」と呼ばれる弁韓十二国のある洛東江流域は朝鮮半島また国際的には「駕洛・加羅」あるいは「加耶」地域と呼ばれ、三世紀から日本

(倭)との交流があり四世紀の後半には加羅諸国の仲介を得て百済と通交を結ぶようになる。当時、朝鮮半島では新羅を従属させた高句麗が南に領域拡大を進めており、百済方にとつて日本(倭)の兵力は頼みの綱であり、日本(倭)にとつても軍事的支援と引き換えに鉄資源の供給や先進的文物・技術の移入ができた。特に雄略・欽明紀(五世紀末～六世紀初)は百済人らの移住第二波(第一波は応神紀、第三波は天智・天武・持統紀)として、儒教・仏教・学問等が盛んに伝えられた時期であつたらしい。『日本書紀』において「任那」や「日本府」という呼称や、百済・加羅諸国は日本の「弥移居」(卷第十九 欽明天皇 四〇四頁)「宮家」(卷第十九 欽明天皇 四三四頁)であるという表現等は百済・加羅諸国を従属国扱いつている。これらは書紀編者の歴史観に基づくものであり、新羅人の残虐性や二面性もあくまで日本側から見た新羅観であると言えよう。13は雄略天皇が吉野宮に行幸し狩猟後、料理のことで立腹して御者を殺すという記事である。この天皇の残虐性に対して、複合動詞「振怖」は国民の恐怖を、「懼」は皇太后と皇后それぞれの恐怖を表している。『日本書紀』の雄略天皇は「天皇以心為師、誤殺人衆。天下誹謗言、大惡天皇也。」(卷第十四 雄略天皇 一五六頁)とあるように、自身の判断を正しいとし誤つて人を殺すことが多く人々から「大惡の天皇」だと言われたという。この雄略天皇の人物像であるが、新編日本古典文学全集の頭注には、

中国の「天子」の権力の一つに刑の断を下すというのがあり、書紀編者は英雄天皇像に加えて刑の処断者としての天皇像を造型しようとしたとある。また田辺幸雄氏は、現実が皇室絶対主義的な中央集権機構ではなかったがために雄略天皇に「大陸の暴君の型」「征服者の代表」「衝動のままに生涯をあばれ抜いた壮烈な」性格を造型しようとしたと述べている。そして雄略天皇像は、南朝の属国の君主の一人としての「倭王武」（『宋書』倭国伝等）と英雄伝説の主人公としての雄略天皇（『古事記』『日本書紀』等）という二つの異なる像に分かれているとされる。雄略天皇は中国思想の天子像の影響を受けて造型されていることは確かだと思われる。残虐性があるのは雄略天皇だけではない。

14 長好刑理、法令分明、日晏坐朝、幽枉必達、断獄得情。

又頻造諸悪、不修一善。凡諸酷刑、無不親覽。国内居人、咸皆震怖。（卷第十六 武烈天皇 二六八頁）

14は武烈天皇が皇太子の時、一つの善業もなく多くの悪業を行い、全ての酷刑を自身の目で見たという記事である。複合動詞「震怖」は天皇の残虐性に対する国民の恐怖を表す。即位後は、妊婦の腹を割いて胎児を見たり、人の生爪を抜いて山芋を掘らせたたり木に登っていた者を落として殺すのを楽しんでたり等、崩御に至るまで暴虐の限りを尽くす。新編日本古典文学全集頭注では「聖帝（ここでは仁徳天皇）の末裔は暴君という中国思想に基づき、その暴君ぶりを漢籍によって

潤色した」とする。この漢籍であるが、武烈天皇四年の百済の末多王またわうの記事の分注に『百済新撰』の記事がある。『百済新撰』は書紀が朝鮮三国との関係を記述する際基本資料として引用した百済三書の一つである。それによると、末多王は無道で暴虐な行いをしたために、国民は末多王を排除して武寧王むねわうが立ったとある。同時代に暴虐によって廃された百済王が武烈天皇のモデルとなったのかもしれない。また、日本古典文学大系頭注では「仁徳天皇の皇系がこの武烈天皇で絶えるので、仁徳天皇を聖帝として扱い、武烈天皇を暴君として描写しているのと同じく、名の上でも両帝を対比させたものであろうか」とあり、同補注では「仁徳天皇を堯・舜のような聖帝として扱う一方、武烈天皇を国を滅した桀・紂のような暴君として記すという中国風のやり方が用いられたことも十分考えられる」とある。もちろん、『日本書紀』編者の構成意図や中国史書の構成は重要であるが、筆者は執拗に描かれる残虐性に注目し、中国の名君・暴君の各人物像と比較しながら、天皇の人物像への影響を考察していきたい。

古代中国で名君というと黄帝、堯、舜、夏の禹王、殷の湯王、周の文王等、暴君というと夏の桀王、殷の紂王等が挙げられる。津田氏も「仁徳紀と武烈紀とに、堯舜と桀紂との事蹟として記されてあるシナのいろいろの書物の辭句を寫しとつてそれらを並べてある」「雄略天皇の勅語といふものが、殆ど隋の高祖の遺詔そのまゝである」と述べている。古代中

⑬ 国の皇帝の人物像を概観すると、黄帝・堯・舜は「禪讓」を行う徳の高い聖賢皇帝の理想像であり、禹王・湯王・文王は勇氣と知略を備え諸侯を統率し功績を立てる人物であるが、一方桀王・紂王は女色に溺れ酒池肉林に耽り暴政をしく人物である。『礼記』卷第七礼運第九において彼らは「天命」（万物は天の造化したものであるから、全てその支配を受けるという觀念<sup>8</sup>）を得た人物と「天命」を絶った人物でもある。武烈天皇は儒教思想における「天命」を絶った人物として造型されていると言える。『日本書紀』の中で恐れられる暴君二人を挙げてきたが、逆に畏敬される人物もいる。聖徳太子である。

15 数日之後、皇太子召近習者、謂之曰、先日臥于道飢者、其非凡人。必真人也、遣使令視。於是使者還來之曰、到於墓所而視之、封埋勿動。乃開以見、屍骨既空。唯衣服置置棺上。於是皇太子復返使者、令取其衣、如常且服矣。時人大異之曰、聖之知聖、其実哉、**遯惶**。（卷第二十二 推古天皇 五七〇頁）

15は飢死にしたと思われた人を「真人」だと見抜いた皇太子（聖徳太子）を人々が「聖が聖を知る」と感動した記事である。「惶」は非凡な聖人である皇太子の性情に対する人々の畏怖・畏敬を表す。道端に倒れていた旅人に飲み物や食べ物を与え、自身の衣を脱いで着せかけ、旅人への憐憫を歌に詠む。その人が亡くなるといいたいそう悲しみ、埋葬させ墓

を作らせる。聖人を見抜く眼力をもち、戻ってきた衣を何事もなかったかのようにまた着用する。道教や仏教の世界が背景となっているようであるが、伝説的な説話ではあるものの、筆者は慈愛あふれる聖徳太子の言動そのものが儒教の実践であると考ええる。似た説話が『日本靈異記』上巻「聖徳皇太子の異しき表を示したまひし縁 第四」にもある。病気で倒れた物乞いにかけて衣を聖徳太子が再び着たことに対して家来が「賤しい人に触れて穢れた衣なのに」と言う点、その物乞いが太子への感謝を詠んだ歌である点、太子は終始無言を貫く点、その後別話で生き返った聖人「願覚」の話が載っている点は違っている。『日本靈異記』の説話の方が詳細な描写により凡人と聖人との格差がよく分かる上に、「聖人の通眼」とその神通力が明記されて隱身聖に歌で感謝される太子の非凡な聖人ぶりが強調されている。これは平安初期成立の『日本靈異記』が仏教説話だからであろうが、そのほぼ一世紀前の『日本書紀』の中でも聖人ぶりの骨子が同様であるという聖徳太子伝説に驚かされる。

以上、『日本書紀』において畏怖・恐怖を表す形容詞・動詞を見ると、『古事記』に比べて神々への畏怖はトーンダウンし、天皇や大和朝廷への畏怖、天への畏怖、性情への恐怖が強調されていることが分かる。つまり、『日本書紀』の中で天皇（大和朝廷）、天、性情が倫理観を考える上での基本事項となっていると言えよう。



(3) 名詞「罪」について

『日本書紀』の「罪」(一一九例)という語は大きく二つの意味、罪八〇例と罰三九例に分けられることは、既に述べたことがある。<sup>18)</sup>その罪八〇例の中で、最も多いのが天皇への逆行行為の六七例であり、次は神への侵犯行為が一二例、仏教的罪障も一例ある。天皇への逆行行為の内容を見てみると謀反や対外的な不始末行為、法律違反等である。その謀反の内容とは、天皇関係では天皇の殺害・天皇の家来の殺害・皇族や家来の反乱・奏上や審議の怠り・盗んだ首飾りの献上・天皇の船の進路妨害・外国の反乱等であり、朝廷関係では宮中での乱暴な行為(皇女や采女を犯すこと・宮中への乱入)・皇族への無礼な行為等である。人物別に見てみると、天皇・皇族に関わるものが四九例、対外的なものが九例、その他の法律違反が九例であり、天皇・皇族に関わるものが圧倒的に多い。安田夕希子氏も『日本書紀』では罪の用例が頻出し、その内容も幅広く、天皇に属すものを犯すことも含め、朝廷への反逆を表すものが最多である<sup>19)</sup>と述べている。一方、神への審判行為の一二例は全て、天皇の崩御や疫病の流行等、不吉な前兆があり、その原因となった「罪」が明らかにされた後に祓えが行われたという用例である。その内容を見ると、神聖な農耕を妨害し汚すこと、天皇の所有物の略奪、国内不穏を招く行為、天皇が神託に背くこと、天皇のせいで愛児が亡くなること、氏族を異にする者の同棺合葬、同母兄妹

の結婚である。神や天皇への侵犯だけでなく、死の穢れに触れることや禁忌を犯すことが「罪」と捉えられている。高取正男氏の言うように「奈良時代から平安時代初頭、在来宗教が神道として死穢の忌避を核とし自覚的に確立されていく」のであるとすると、『日本書紀』ではまさに死の穢れが「罪」という語を用いて祓えが必要なものとして描かれていると言える。

以上から、『日本書紀』における名詞「罪」の語が表す内容は天皇や朝廷への侵犯行為を表すものが最も多いため、天皇や朝廷への審判行為は絶対に許されないという倫理観が強調されていると筆者は考える。次に、禁忌の恋や「義」の話について、『古事記』のそれらと比較しながら述べていきたい。

三 禁忌の恋や「義」の話について

- (1) 「狭穂彦王と狭穂姫」と「輕皇子と輕大娘皇女」  
仍取匕首、授皇后曰、是匕首佩于衿中、当天皇之寝、迺刺頸而弑焉。皇后於是心裏<sup>かろのみこ</sup>兢<sup>かろのおほいらうめのみこ</sup>、不知所如。然視兄王之志、便不可得諫。故受其匕首、独無所藏、以著衣中。  
遂有諫兄之情歟。

五年冬十月己卯朔、天皇幸来自居於高宮。時天皇枕皇后膝而昼寝。於是皇后既無成事、而空思之、兄王所謀適是

時也。即眼淚流之落帝面。天皇則寤之、語皇后曰、朕今日夢矣、錦色小蛇繞于朕頸。復大雨從狹穗菟而來之濡面。是何祥也。皇后則知不得匿謀、而悚恐伏地、曲上兄王之反狀。因以奏曰、妾不能違兄王之志、亦不得背天皇之恩。告言則亡兄王。不言則傾社稷。是以「則以懼」、一則以悲。俯仰喉咽、進退而血泣。日夜懷恨無所訴言。唯今日也、天皇枕妾膝而寢之。於是妾一思矣、若有狂婦、成兄志者、適遇是時、不勞以成功乎。竝意未竟、眼涕自流。則拳袖拭涕、從袖溢之沾帝面。故今日夢也、必是事應焉。錦色小蛇則授妾<sup>レ</sup>首也。大雨忽降則妾眼淚也。天皇謂皇后曰、是非汝罪也。(卷第六 垂仁天皇 三〇六頁)

16の「狹穗彥王と狹穗姫」の話は『日本書紀』の方が、状況や心情の説明が詳細である。狹穗姫の言葉であるが、「一則以懼、一則以悲。俯仰喉咽、進退而血泣。」と恐れ悲しみ咽び激しく泣くという煩悶が詳しく描かれ、恐怖におののく様子が様々な漢字（兢戰「悚恐」「懼」）を使って表されている。また、「遂有諫兄之情歟。」と語られて兄の非道を明らかにしている。この七字については、江戸天明期の『書紀集解』巻第六四年秋九月の記事の標注には「原有歟字衍」と「歟」は間違つて入った余計な字であり皇后狹穗姫は天皇殺害を企てる兄を諫める気持ちがあつたと解釈している。そこには同時に兄の行いへの非難をも表し、また天皇を殺害しよ

うとした兄は悪で殺害しなかつた妹は善であるという儒教的認識も見え隠れする。一方、百年後の明治期の『日本書紀通釋』の「正訓日本書紀（上巻）」には【遂有諫兄之情歟】とあり、「此七字後人の攙入なる事。已に云るか如し。然るを集解に。歟字をのみ衍として。削られたるはいましたし。永享（筆者注・十五世紀）本に歟字焉と爲るもあれと。其もわろし。」と「歟」だけを余計な字としたり疑問にしたりするのは間違つており七字全てが後人の竄入であるとしている。書紀の記事においてこのような非難めいた語り口は大変珍しいので、後世の人々の竄入の可能性は大きい。結局、後世の人々がここに儒教的な善悪を読み取っていたということだけは言えよう。その他には皇后の天皇殺害について狹穗姫自身も天皇を殺害する者を「狂婦」であるところえ、天皇自身も「是非汝罪也」と罪は全て兄の狹穗彥王にあると明言している。ところが、『古事記』では狹穗姫の煩悶する心情がこれほど詳しくは描かれず、「狂婦」や「罪」という語は一切ない。つまり、『日本書紀』の話の方が、狹穗姫の揺れ動く心を詳細に描き、天皇を殺す大罪が悪であることを明確に打ち出しているとともに、人間性をより深く描いているとも言えよう。

17 二十三年春三月甲午朔庚子、立木梨輕皇子為太子。容姿華麗、見者自感。同母妹輕大娘皇女亦艷妙也。太子恒念合大娘皇女、畏有罪而默之。然感情既盛、殆將至死。爰

以為、徒空死者、雖有罪、何得忍乎、遂窃通、乃悞懷少  
息。(卷第十三 允恭天皇 一一四頁)

冬十月、葬礼畢之。是時太子行暴虐、淫于婦女。国人謗  
之、群臣不從、悉隸穴穗皇子。爰太子欲襲穴穗皇子、而密設  
兵。穴穗皇子復興兵將戰。(卷第十三 安康天皇 一三〇頁)

17の軽皇子と軽大娘皇女の話は、まず「畏有罪」「雖有罪」  
「悞懷」と軽皇子自身が同母妹との結婚を有罪と認識して恐  
れ煩悶していることが明確に示されている。そして、天皇の  
御膳の吸い物の氷結により近親相姦が発覚するが、皇太子を  
罰することはできないので軽大娘皇女が流罪にされる。ま  
た、允恭天皇の葬儀後、軽皇子が暴虐をふるい婦女への淫行  
に及んだので人心が離れ、皆が穴穗皇子につく。近親相姦の  
発覚といい、軽皇子の非人間性といい、軽皇子が自滅してい  
く理由が明確に書かれている。一方、『古事記』では軽太子  
の煩悶や事件の発覚、軽太子の暴虐は全く描かれず、流され  
るのは軽太子の方である。新編日本古典文学全集頭注による  
と「暴虐を行ったことは記紀ともにみえず、ここにのみ記  
す。」とあり、日本古典文学大系頭注にも「記でも、大筋は  
ほぼそのまま同じであるが、人望を失ったのは相姦の罪を犯  
したためであるとする。この方が本来の形であろう。」とあ  
るので、これも後世の人々の竄入である可能性がある。所々  
竄入の可能性があるにしても、『日本書紀』において天皇殺  
害や近親相姦、暴虐や淫行を「罪」に当たるものとして明確

に描くことにより、天皇や皇太子それぞれの権威を強調する  
とともに、近親相姦は悪であり、特に皇太子の暴虐や淫行、  
新皇太子への反逆は絶対的な悪であるという認識が示され  
ていることが分かる。また、両者ともに煩悶するということ  
は罪に悩む人間性がより明確により深く描かれていることに  
なる。これらはつまり、「罪」の用例が多い『日本書紀』の  
方が儒教的倫理観もより明確により深く描かれていると言え  
るのではないか。そこで「義」の話を見てみる。

(2)「瑞齒別皇子と刺領巾」と復讐を思い止まる顕宗天皇  
の話

18 爰瑞齒別皇子歎之曰、今太子与仲皇子並兄也。誰從矣、  
誰乖矣。然亡無道、就有道、其誰疑我、則詣于難波、伺  
仲皇子之消息。(卷第十一 履中天皇 八四頁)

18は兄の皇太子にもう一人の兄仲皇子を殺すように言われ  
た瑞齒別皇子がどちらにつくか「誰從矣、誰乖矣」と悩む場  
面である。悩む内容が君臣の信義ではなくどちらの兄につけ  
ばよいのかという所が『古事記』とは異なり、その解決策を  
「無道」(道徳に背く悪行)ではなく「有道」(道徳を身に具  
えること)に求めている。「道」とは道徳、道術、道理等の  
総称であり、儒家では主として人間社会における実践道徳を  
いう。『古事記』には「道」という語は出てこない。また、  
準人をそそのかして仲皇子を殺させるのは同じだが、「主君

殺しは無慈悲だから生かしておけない」と進言して刺領巾を殺すのは、皇太子が派遣した家来木菟宿禰つくのすくねである。「古事記」の記事では曾婆加理に約束通り大臣の位を与えた後、酒を飲ませて居る間に水鹵別命自身が首を切る。「古事記」の信義、「日本書紀」の「道」ともに儒教的倫理観が描かれているが、兄等に対する情が厚く「道」を貫く道徳の実践者として次期天皇が造型されているのが『日本書紀』の記事であると言えよう。

19 秋八月己未朔、天皇謂皇太子億計曰、吾父先王無罪、而大泊瀬天皇射殺棄骨郊野、至今未獲。憤歎盈懷。臥泣、行号、志雪讎恥。吾聞、父之讎不与共戴天。兄弟之讎不反兵。交遊之讎不同国。夫匹夫之子、居父母之讎、寢苦枕干、不与共国、遇諸市朝、不反兵而便鬪。況吾立為天子、二年于今矣。願壞其陵、摧骨投散。今以此報、不亦孝乎。(卷第十五 顕宗天皇 二四八頁)

19の話は『古事記』のものに似ているが、『日本書紀』ではまず、顕宗天皇は父の敵雄略天皇の墓を壊し遺骸を碎いて投げ散らすことが「孝」であると主張する。日本古典文学大系や新編日本古典文学全集の各頭注によると、「父之讎不与共戴天。兄弟之讎不反兵。交遊之讎不同国。」「夫匹夫之子、居父母之讎、寢苦枕干、不与共国、遇諸市朝、不反兵而便鬪。」は『礼記』卷第二壇弓上第三の孔子の言葉を基にした『藝文類聚』(卷三十三人部十七 報讎)引用の『礼記』の記

事であるという。一方、兄の皇太子億計おひけは嘆き、天下を統治した天皇と亡き父は身分が違うので天皇の墓を壊せば君主として皇霊に仕えることができなくなることに、また我々兄弟は雄略天皇を父にもつ清寧天皇の恩を受けて現在の地位にあることを挙げて、恩に報い徳行を示すことが天皇のあるべき姿であると説得する。天皇は納得して敵討ち、墓を壊す労役を止める。『古事記』では億計が墓のそばの土をほんの少し掘り返すことにより天皇の復讐心と天皇の尊厳を守ることを両立させる。一方、『日本書紀』では顕宗天皇に孔子の言葉や「孝」という語を言わせることによって、儒教の実践者としての天皇像が印象づけられる。また、『日本書紀』の億計の主張の中心は天皇としてのあり方である。皇霊に仕え恩に報い徳行を示すという儒教的倫理観が明示されていると言えり。水谷千秋氏も「天皇の絶対性ゆえに復讐を全否定する『顕宗記』の所伝は、復讐を部分的に肯定する『顕宗記』よりも儒教の影響を強く受けたもの」だと述べている。つまり、『日本書紀』においては儒教的倫理観とともに、それを体現する理想的天皇像(次期天皇も含む)が描かれていると言えよう。

#### 四 おわりに

以上から、『日本書紀』に表れた畏怖・恐怖と倫理観につ

いてまとめておきたい。

まず、畏怖・恐怖を表す漢字が『古事記』とは比べものにならないくらい多種多様になり、感情の表出である形容詞群「威・可畏」とおびえる動作も含む動詞群「懼・畏・恐怖・惶」に分けられる。その内容は天皇（朝廷）への畏怖（威）「畏」「恐」が最多であるが、特に「可畏」には外見や性情への恐怖、「懼・怖・惶」には天への畏怖と性情への恐怖が表され、『古事記』に比べるとより儒教的・人間的世界観が描かれ、天皇の権威や天、性情というものが倫理観の基本として描かれていると考える。次に、名詞の「罪」という語が表す内容も天皇や朝廷への侵犯行為を表すものが最も多いので、ここでも天皇（朝廷）の権威が倫理観の基本になつていると言える。最後に、『古事記』と似た話の内容に着目すると、『日本書紀』の話の方が「道」や「礼記」という儒教的世界を背景に状況や心情説明がより詳細に行われ、善悪の価値観が明確に書かれるとともに、天皇のあり方というものも問題視されている。『古事記』よりも儒教色がより濃いのが『日本書紀』であり、書紀編者が儒教的倫理観を明確に打ち出そうとしていることが分かる。

ところで管見の限りでは、『日本書紀』において畏怖・恐怖を表す漢字は巻第二十三の舒明天皇に一例あるのみでそれ以後は一切見られない。舒明天皇以後、持統天皇までは『古事記』にはない『日本書紀』独自の記事である。この巻二十

三から三十までは、天変地異の記事はあるものの神々の記事は全くなく、蘇我氏滅亡や大化の改新、百濟滅亡と新羅征討、壬申の乱や遷都等政治的事件の記事ばかりで、天皇を頂点とする大和朝廷が律令国家を整備していく様子が描かれている。日の神アマテラスへの畏怖やその子孫だとされる天皇への畏怖・恐怖を表す漢字群には、畏敬というような特別な意味があったとも考える次第である。

\* 『日本書紀』『日本書紀』各本文は新編日本古典文学全集による。『漢書』『後漢書』各本文は中華書局による。『礼記』本文は『禮記鄭注』新興書局 中華書局（一九七二年）による。『藝文類聚』本文は『藝文類聚 上』中華書局（一九六五年）による。『爾雅』本文は古逸叢書『爾雅』光緒十年甲申遵義黎氏刊于日本東京使署（一八八四年）による。『說文解字』本文は中国哲学書電子化計画による。『釋名』本文は『釋名』国民出版社 中華民國四八年（一九五九年）による。『宋本廣韻』本文は古逸叢書『宋本廣韻』藝文印書館（一九六五年）による。『增修互註禮部韻略』本文は天理図書館善本叢書漢籍之部第八卷『增修互註禮部韻略』八木書店（一九八二年）による。『書紀集解』本文は『書紀集解』二解題者阿部秋生 本文補注者小島憲之 臨川書店（一九六九年）による。『日本書紀通釋』本文は『日本書紀通釋 第一・第三』畝傍書房（一九四〇年）による。

（注）

1 本居宣長「古記典等総論」「古事記伝 一之巻」（本居宣長全

集 第九卷」筑摩書房 一九六八年)

津田左右吉「「記紀の由来、性質、及び二書の差異」『津田左右吉全集 第一卷』岩波書店 一九六三年

2 拙稿「「古事記」に表れた畏怖と倫理観」『古代中世文学論考 第四四集』新典社 二〇二一年

3 『「日本書紀」は漢籍を用いた潤色があるので、本来の出典に即して訓読や解釈には十分な注意を払わなければならない。そこで、本稿では漢字表記のみに着目して考察を進めていく。

4 管見では畏怖・恐怖を表す語を、『玉篇』で見ることができなかった。『爾雅』『説文解字』『釋名』『宋本廣韻』を用いる。

5 本稿では史書『漢書』『後漢書』と類書『藝文類聚』と比較した。

6 太后不聽。莽曰「今漢家衰、比世無嗣、太后獨代幼主統政、誠可畏懼、力用公正先天下、尚恐不從、今以私恩逆大臣議如此、羣下傾邪、亂從此起!宜可且遣就國、安後復徵召之。」太后不得已、遣立就國。莽之所以脅持上下、皆此類也。(『漢書』卷九十九上、王莽伝上)

7 匈奴震怖、相謂曰:「漢兵神、真可畏也!」(『後漢書』列伝一、耿弇列伝第九)

8 日原利国編『「中国思想辞典」』研文出版 一九八四年

9 溝口雄三「「中国儒教の10のアスペクト」」『中国思想のエッセンスII 東往西来』岩波書店 二〇一一年

10 拙稿「「源氏物語」の天譴思想について」『「源氏物語」の罪意識の受容』新典社 二〇一七年

11 菊地照夫「「任那」」別冊國文學『「古事記日本書紀必携」』NO. 49』一九九五年

12 三上喜孝「「渡来人・帰化人」」別冊國文學『「古事記日本書紀必携」』NO. 49』一九九五年

13 田辺幸雄「「雄略天皇」」『「古事記・日本書紀II」』有精堂 一九七五年

14 武光誠「「日本統一の道をひらいた雄略天皇」」『「古事記」』日本書紀を知る事典』東京堂出版 一九九九年

15 津田左右吉「「記紀の由来、性質、及び二書の差異」」『津田左右吉全集 第一卷』岩波書店 一九六三年

16 岡崎由美・王敏監修『「中国歴代皇帝人物事典」』河出書房新社 一九九九年

17 日本古典文学大系頭注に「墓をみたら屍がないというのは、いわゆる尸解仙の話で、高僧伝の仏円澄等の伝にも類似の話がある」とある。新編日本古典文学全集の頭注にも「墓の中の屍がないというのは、道教でいう尸解仙のこと」「尸解仙の話は、中国の神仙譚に、日本では書紀の日本武尊の物語にみえる」とある。

18 拙稿「「日本書紀」における天皇・朝廷への反逆行為を表す罪」『「源氏物語」における罪の意識の表現』修士論文二〇〇一年

19 安田夕希子「「穢れ考」」日本における穢れの思想と展開』『I CU比較文化叢書 五』国際基督教大学比較文化研究会 二〇〇〇年

20 高取正男『「神道の成立」』平凡社 一九七九年

21 水谷千秋「「日本書紀」における孝と忠」『「顕宗紀」』と「孝徳紀」の所伝について』日本史研究叢刊三五『「日本古代の思想と天皇」』和泉書院 二〇二〇年